申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

地域振興部 渡良瀬遊水地課

許認可等の内容		渡良瀬遊水地ハートランド城研修室の使用承認
根拠法令等及び条項		栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例第7条
標準処理期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定
		平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	未設定だが、平日の職員の勤務時間内に申請した場合は、概ね1日
	根拠条項	栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例第7条
		栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例施行規則第2条・第3条
	参考事項	
	設定等年月日	平成30年 4月 1日設定
		平成 年 月 日最終変更

【基準】

栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例抜粋

(利用の承認)

- 第7条 ハートランド城を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 2 市長は、ハートランド城の管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例施行規則抜粋

(利用承認の申請)

第2条 条例第7条の規定により栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城(以下「ハートランド城」という。)の利用の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、利用しようとする日の7日前までに栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城利用承認申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(利用の承認)

第3条 市長は、ハートランド城の利用を承認するときは、栃木市渡良瀬遊水地ハート ランド城利用承認書(別記様式第2号。以下「利用承認書」という。)を申請者に 交付するものとする。

審査基